

地方独立行政法人奈良県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員及び職員（第7条－第11条）
 - 第2節 理事会（第12条－第15条）
 - 第3節 業務の範囲及びその執行（第16条－第18条）
- 第3章 資本金等（第19条－第20条）
- 第4章 委任（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、奈良県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を奈良市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、奈良県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により奈良県公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその登載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、副理事長1人を置くことができる。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は奈良県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員任命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員任期）

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（職員任命）

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科目、病床数その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(施設の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
奈良県総合医療センター	奈良市
奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町
奈良県総合リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町

2 法人が設置し、運営する看護師養成所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
奈良看護大学校	生駒郡三郷町

3 法人が設置し、運営する教育研修センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
医療専門職教育研修センター	奈良市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (3) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 災害等における医療救護を行うこと。
- (5) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (6) 医療に従事する者の教育及び研修を行うこと。

(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 18 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 3 章 資本金等

(資本金)

第 19 条 法人の資本金は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により奈良県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

2 法第 66 条の 2 第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 20 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、奈良県に帰属する。

第 4 章 委任

第 21 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 19 条関係)

建物

病院名	施設名称	所在地	構造	延べ床面積(m ²)
-----	------	-----	----	------------------------

奈良県立 奈良病院	病院 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	23,156.55
奈良県立 奈良病院	機械室 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,247.76
奈良県立 奈良病院	宿舎 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2,633.15
奈良県立 奈良病院	宿舎 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	303.14
奈良県立 奈良病院	宿舎 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地、695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	589.68

奈良県立 奈良病院	倉庫 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、 695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造 平家建	19.36
奈良県立 奈良病院	倉庫 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、 695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	7.93
奈良県立 奈良病院	校舎・宿舎 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、 695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建	3,395.71
奈良県立 奈良病院	病院 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、 695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	2,189.88
奈良県立 奈良病院	病院 (令和5年 6月除却)	奈良市平松一丁目127番地1、135番地1、688番地、 695番地2、696番地、748番地2、773番地1、968番地、969番地、970番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	226.34

奈良県立 三室病院	病院	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下 2 階付 7 階建	18,862.66
奈良県立 三室病院	事務所	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	1,325.09
奈良県立 三室病院	居宅 (平成 28 年 2 月除却)	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	木造亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	75.33
奈良県立 三室病院	居宅 (平成 28 年 2 月除却)	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	木造亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	75.33
奈良県立 三室病院	居宅 (平成 28 年 2 月除却)	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	木造亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	75.33
奈良県立 三室病院	浄化槽・機械 室	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下 2 階付平 家建	1,075.88
奈良県立 三室病院	倉庫	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	66.50
奈良県立 三室病院	校舎	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根・亜鉛 メッキ鋼板葺 3 階建	2,161.28
奈良県立 三室病院	寄宿舎	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄骨造スレート葺 2 階建	406.04
奈良県立 三室病院	保育所	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	86.12
奈良県立 三室病院	倉庫	生駒郡三郷町三室一丁目 531 番地	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	17.85
奈良県総	病院	磯城郡田原本町大字多 722	鉄筋コンクリート造	9,005.45

合リハビ リテーシ ョンセン ター		番地、大字宮森 80 番地 1	一部銅板葺 5 階建	
奈良県総 合リハビ リテーシ ョンセン ター	職員宿舎	磯城郡田原本町大字多 722 番地、大字宮森 80 番地 1	鉄筋コンクリート造 スレート葺 2 階建	376.20